

1.「昇降機等の初回定期検査報告について(お知らせ)」の発行ルーティング

1. 適用範囲

この基準は、初回の定期検査報告が所定の期日までに行われるよう所有者(管理者)に案内する場合について適用する。

2. 目的

建築基準法(以下「法」という。)第12条第3項の規定による昇降機等の定期検査の結果について初回報告が行われるよう所有者(管理者)に対して案内し、これが継続されるよう順法意識の高揚を図る。

検査員は、所有者(管理者)に対し、「法定検査について」適切な指導を行うこと。

3. 所有者(管理者)に対する案内状の発行について

(1) 定期検査の報告について、初回報告時期の3ヶ月前に所有者(管理者)あて、特定行政庁より、本文書にて通知する。

(2) 文書発行経路

